

大飯発電所3、4号機における更なる安全性・信頼性向上のための対策の概要

原子力発電所の再起動にあたつての安全性に関する判断基準

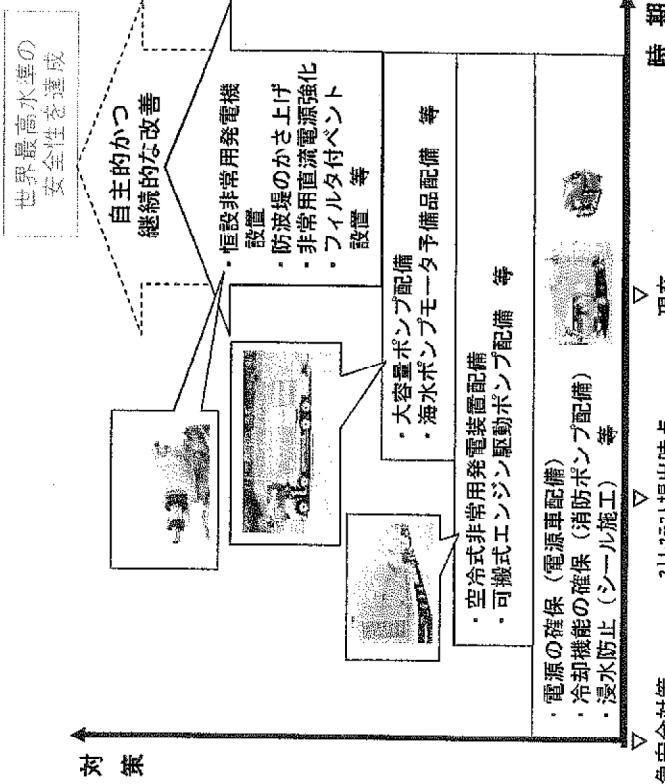
平成24年4月6日に国から「原子力発電所の再起動にあたつての安全性に関する判断基準」が以下の通り示された。

- ・基準(1) 地震・津波による全電源喪失という事象の進展を防止するための以下の安全対策が既に講じられていること。

①所内電源設備対策の実施 ②冷却・注水設備対策の実施 ③格納容器破損対策等の実施 ④管理・計装設備対策の実施

・基準(2) 国が「東京電力福島第一原発事故の着実な実施計画」を確認していること。

・基準(3) 更なる安全性・信頼性向上のこと。さらに、新規計画が事業者により明らかにされていること。事業者自らが安全確保のため打ち出す規制への迅速な対応に加え、事業者自らが安全確保のため必要な措置を見いだし、これを不斷に実施していくこと。



基準(1) の実施：緊急安全対策等の実施

地震・津波による全電源喪失という事象の進展を防止するため、緊急安全対策およびその後の対策として、①所内電源設備対策、②冷却・注水設備対策、③格納容器破損対策、④管理・計装設備対策について実施済み。

基準(2) の確認：国による審査の結果

平成24年2月13日の原子力安全・保安院、および平成24年3月23日の原子力安全委員会において以下の事項について評価・確認を受けている。

- 最も厳しい条件として、基準地震動の1.80倍の地震と11.4mの高さの津波の重畳を想定した場合でも、原子炉および使用済燃料ビットにおける燃料の損傷が防止可能であることを確認。なお、保守的に複数の活動層の運動を評価しても、燃料損傷に至らないことを確認。
- ガリソン貯蓄量を増強し発電所外部からの支援なしでも約7.2日間の海水注水が可能であり、その後はヘリコプターによるガソリン搬送を実施する体制を構築し実効性を向上。

更なる安全性・信頼性向上のための対策の実施計画

基準(3) の計画
原子力安全・保安院がストレステスト（一次評価）の審査において一層の取組を求めた事項

平成24年2月13日の原子力安全・保安院の審査審議における「一層の取組を求めた事項」の6項目すべてについて着実に実施する。

基準(3) の計画
原子力安全・保安院が、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の技術的知見に関する意見聴取会での議論を踏まえてとりまとめた「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の技術的知見について」で示した30の安全対策

平成24年3月28日に原子力安全・保安院から東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の技術的知見について、5つの項目（30の対策）として公表されたことから、緊急安全対策・自主的取組として実施してきたこと、および今後実施する計画をまとめた。